

税務署からののお知らせ

公的年金等を受給されている方へ

次の①及び②のいずれにも該当する場合は、**確定申告は必要ありません。**

① 公的年金等の収入金額が **400万円以下**

② 公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が **20万円以下**

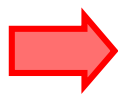
《ご注意》

- ・所得税及び復興特別所得税の還付を受ける場合には確定申告書の提出が必要です。
- ・税務署への確定申告が必要ない場合でも、**住民税の申告が必要な場合があります。**

（詳しくは、お住まいの市区町村の窓口にお尋ねください。）

詳しくは「国税庁ホームページ」(www.nta.go.jp) で **検索**

国税庁ホームページ



《広島県下の税務署》

税務署	代表電話番号	税務署	代表電話番号
広島東	(082) 227-1155	福山	(084) 922-1350
広島南	(082) 253-3281	府中	(0847) 45-2570
広島西	(082) 234-3110	三次	(0824) 62-2721
広島北	(082) 814-2111	庄原	(0824) 72-1001
呉	(0823) 23-2424	西条	(082) 422-2191
竹原	(0846) 22-0485	廿日市	(0829) 32-1217
三原	(0848) 62-3131	海田	(082) 823-2131
尾道	(0848) 22-2131	吉田	(0826) 42-0008

国税に関する一般的なご相談は

確定申告テレフォンセンターをご利用ください

税務署に電話をおかけになると音声ガイダンスでご案内しますので、「0（ゼロ）」番を選択してください。

相続税の税制改正のお知らせ

平成27年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。



【主な改正点】

- **遺産に係る基礎控除額の引き下げ**
3,000万円+(600万円×法定相続人の数)
- **相続税の税率構造の見直し**
最高税率の引き上げなど

遺産に係る基礎控除

【改正前】 5,000万円 + (1,000万円×法定相続人の数)	【改正後】 3,000万円 + (600万円×法定相続人の数)
---	---------------------------------------

「遺産に係る基礎控除額」の計算

例) 法定相続人が、配偶者と子2人の場合

$$3,000万円 + (600万円 \times 3人) = 4,800万円 \text{ (遺産に係る基礎控除額)}$$

相続税の税率構造

各法定相続人の取得金額	【改正前】	税率	【改正後】	税率
～ 1,000万円以下		10%		10%
1,000万円超 ～ 3,000万円以下		15%		15%
3,000万円超 ～ 5,000万円以下		20%		20%
5,000万円超 ～ 1億円以下		30%		30%
1億円超 ～ 2億円以下		40%		40%
2億円超 ～ 3億円以下				45%
3億円超 ～ 6億円以下		50%		50%
6億円超 ～				55%

詳しくは「[国税庁ホームページ](http://www.nta.go.jp)」で www.nta.go.jp

相続税改正

検索

来署による相談は事前に予約をお願いします

税務署では、書類や事実関係を確認する必要があるなど、電話での回答が困難な場合には、電話等で事前に予約をいただいた上で相談をお受けしています。

※ ご予約の際には、お名前・ご住所・ご相談内容等をお伺いいたします。